

第五十一回 参議院内閣委員会會議録第二十八号

昭和四十一年六月七日(火曜日)
午前十時五十八分開会

委員の異動

六月三日

古池 信三君

補欠選任
船田 讓君

六月七日

林屋亀次郎君
大河原一次君

補欠選任
堀見 俊二君
山本伊三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

熊谷太三郎君

理事

柴田 榮君
八田 一朗君
伊藤 顯道君
北村 暢君

委員

石原幹市郎君
源田 実君
船田 讓君
三木與吉郎君
森 八三二君
山本茂一郎君
中村 英男君
山本伊三郎君
多田 省吾君

國務大臣

労働大臣 小平 久雄君
國務大臣 松野 頼三君

政府委員

防衛庁参事官 鈴木 昇君
防衛施設庁長官 小幡 久男君

防衛施設庁総務部長 大浜 用正君
防衛施設庁施設部長 財満 功君
労働大臣官房長 辻 英雄君
労働省労働基準局長 村上 茂利君
労働省婦人少年局長 高橋 展子君
労働省職業安定局長 有馬 元治君
労働省職業訓練局長 和田 勝美君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 清君

説明員

労働省大臣官房長 大宮 五郎君
労働統計調査部長 渡辺 健二君
労働省労働基準局長 渡辺 健二君

本日の会議に付した案件

○防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷太三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、大河原一次君及び林屋亀次郎君が辞任され、その補欠として山本伊三郎君及び堀見俊二君がそれぞれ選任されました。

○委員長(熊谷太三郎君) 防衛施設周辺の整備等に関する法律案を議題といたします。

本案は、去る五月二十七日衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。なお、本案の提案理由の説明は、去る四月二十七日に聴取いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

○伊藤顯道君 私は、この防衛施設周辺の整備等に関する法律に關連して、以下若干質問申し上げたいと思ひますが、最初に本論に入る前に、まずお伺いしておきたいのは、同じく基地問題である太田大泉米軍飛行場返還問題について、その後の見通しについてこの機会にたゞしておきたいと思ひます。松野防衛庁長官は、三月十七日であつたと思ひますが、当委員会での質問にお答えになつて、今国会会期中に返還のめどをつけたい意味の御答弁があつたわけですが、返還のめどは一体どのようなになつたか、そういうことをまずお伺いしたい。

○國務大臣(松野頼三君) 目下この国会中に解決のめどを得たいと努力しております。三月以来いろいろ状況が変わり、変化もありました。変化もありながら、解決の方向には努力しております。

○伊藤顯道君 三月十七日の当委員会では、そのときのことばで、今国会会期中ということになる、五月十八日で一応会期は切れたわけですね。その三月十七日の時点で論議されたわけですから、三月十七日の時点で今国会会期中という、一応そのときは会期が大幅四十日延長になるということは、まだ毛頭どなたも考えていなかったわけですから、そういうことになる、もう期間が過ぎてしまつたということにも一応なるわけですね。そこでお伺いするわけですが、この三月十七日から防衛庁長官としては、一体どのように努力せられたのか。また、当面の責任者である施設庁長官としてはどのように努力をなすつてきたか、それと具体的にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(松野頼三君) 三月十七日以来候補地を二カ所以上、複數で移転先の候補地の内定をしながら交渉を進めております。もちろん、そのときの模様は五月十七日までには国会が一応終了する、私どもの関係法案も一応終了するという前提でお話をしたことは事実であります。しかし、法案関係もその後延び延びになつてまいりまして、やつと本法案が参議院において審議されるというわけで、国会も延長になりましたが、私どもの予定もそういうわけであつておつております。したがつて、その後の見通しとして、本日お話しするまでにはまだ的確に結論を得ておりません。

○政府委員(小幡久男君) 大臣からも御指示を受けてまして、私も対米折衝を一段と強化してやつております。現在のところではまだ正式な返事はございせん。そう遠くない期間に目鼻をつけるように努力をし、また期待もし、成算も現在のところでは持つております。

○伊藤顯道君 ただいま御指摘申し上げたように、この会期は大幅四十日延長されて、したがつて、六月二十七日までとなつたわけですね。そこで、法案の審議もおくれておるから、私の約束もおくれておる、これは何も結びついた問題ではないと思ひます。これは基地の返還問題と法案の審議とはおのずから別個のもので、いまの長官の御答弁では理解しがたいわけですね。そこで、そういう論議はともかくにも、六月二十七日ま

で会期が延長されたんだから、この会期中にはぜひひとつ返還のめどをつけてもらいたいというところをここで要請しても、私は少しも無理ではないと思うのです。決して無理なことを要求しておるわけでもないわけですね。こういう意味で、その決意でこの延長国会の会期中にぜひひとつ目算をつけてもらいたい、こういう要請を申し上げたいと思います。これに対する長官としての御決意のほどをひとつ伺っておきたい。

○国務大臣(松野頼三君) この前、当委員会でお答えしましたのは、移転先の候補地をきめて、そしてそれに移転が可能であるように、この国会中にはイエスかノーか返事がある——要するに、この解決の焦点は移転先の問題であります。移転先の回答は、この国会中にはイエスかノーか見通しがつくでありましょう、そうすれば、おのずから解決がつくでありましょう、というお話を私はいたしました。それはその全部の解決というわけではない。移転先の問題が一番問題であります。移転先の地元の問題が円満にいくならば、それは非常に進むでありましょう。それはいつまでに見通しがつくか。この会期中にはイエスかノーかはわかるでありましょう。なるべくイエスということ、いわゆる解決の方向に努力いたしますというわけで、全部の解決を会期中に私がきめるというよりも、移転先の問題が焦点だったと私は記憶いたします。今日でも、その移転先の問題の解決は、六月中には私は大体その返事が来ると思っております。したがって、会期が延びましたけれども、私たちがやはり現地の方と会ったり、ある場合には現地を見たり、またお話をしたりしなければなりません。そういうことで、やはり法案をかかえておきますと、その作業が、あるいは私自身も動けないということがあって、非常にむずかしいことになる。また、それで結局延び延びになった。そういうことで、私はこれは関係があると思います。いずれにいたしましても、近々のうちには移転先の問題の解決、そういう返事は来ると私は考えております。それによって段階は一段階進み得るのではなからうか。もちろん、私は、期待としては、なるべくいいほうを期待したいわけですが、これはまだきまらないうちにだいたいようぶだという見通しはなかなかつきません。まあ何とか有望であるということについては、私はいまでもちつとも変わっておりません。

○伊藤頼道君 おことばによると、移転先がイエスかノーかきまるのが今会期中である。しかしながら、移転先、ことばをかえて言うと、代替地の問題が解決すればあとはもうおのずから結論が出るわけで、問題は、代替地が完全にきまるかどうかという問題にかかってくると思うわけですね。したがって、そこをめぐらうと思うのです。そういうことから言うと、在日米軍の最高司令官であるブレストン中将は約三カ年の任期を終えて大休八月一日付で更迭になるというふう聞いておるわけですが、この機会こそ、なお具体的に言えば、この最高司令官の在任中に問題を解決しないと、新任の最高司令官が来て、また情勢の報告から、また白紙に戻って、いろいろ事情を説明しなければならぬので、そこに相当のまた時間が空費されると思うのです。こういう意味から言うと、最高司令官の在任中にぜひひとつどうしてもめどをつけべきである、こういうふうにおられればはばい、ひとつぜひその機会を逸しないように、さらに一段と御努力をしてみたい、こういうふうな要請するわけです。このことについてひとつお考えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 在日米軍の移動のお話にも内報は受けております。しかし、いづれにしても、この六月中には在日米軍の意向はそれはもう十分了解できます。ただ、問題は関係地元であります。したがって、焦点は関係地元のほうに重点が今日置かれておるのじゃないか。在日米軍のほうの了解は大体私は見通しはあつたと思ひます。問題は、国内地元民の関係のほうに重点が多いと思ひます。

○伊藤頼道君 先日、地元の代表が早期返還について防衛庁長官を訪問していろいろと早期返還についての陳情があつたと思うのですが、その際、長官から代替地が内定したという意味のことを私は聞いたわけですが、これも、なおかつ、このことは、ここにも現物がございまして、昨日の地元の群馬県地方新聞、上毛新聞に、一面に大きく報道されておるわけですね。したがって、こういうことが新聞などで報道されておるので、県民として今度こそ早期の返還が実現されるであらうというふうな解して、着々返還後の準備を進めておる、これが実情のわけでありまして。

そこで伺ひするわけですが、これは長官から、私は直接聞いたわけじゃない。この際、その陳情団に対して長官としてはどのようにお答えになったのか。問題は、ここで真相を確かめておきたいと思ひます。その点はいかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) ただいまお示しの新聞記事は、私も拝見しましたが、この内容は、やはり新聞がある程度見通しを書かれたように思ひます。こういうふうなことがなしに、代替地を二、三日見つけておきますと、米軍関係は大体了解を得られると思ひます。問題は、地元の方にこれを了解し、納得させながらやらなければならぬ問題は円満にまいりません。したがって、関東地区の中においてなるべく民有地を避けて、新たに施設を設けずに、現在の防衛庁あるいは米軍の使用のところが候補地の中から選びながらやっていきます。したがって、場所はどこかということはいきません。この記事を見ますとある程度何か書いてあるようですが、これは私は推察であらうと思ひます。したがって、もうしばらく待つてもらいたい。あるいは移転先の方が、太田大泉に見に来られるかもしれない。そのときに、非常に危険なものであるという印象を持たれるならば、移転先であつても同じように危険はいやだとおっしゃるでしょう。そういうときはあなた方も協力して、危険だからというふうなことばじやなしに、市街地がこれほど密集してきたから、なるべく移転をわれわれは希望しているのだ

という真相を見せていただきたいというふうな話をして、円満に、けつこうですという円満な話をしたわけですね。場所が私は何ともいひませんが、まあ関東地区というところは言つたかもしませんが、けれども、そんなふうな話をしまして、まあ私を信頼してお帰りのいたしたと理解しております。もちろん新聞記事はある程度推測的な、解説的な面も入つておるようでありまして。そういうふうな話をいたしました。

○伊藤頼道君 なお伺ひいたしますが、その陳情団に対して、新聞にはまあ一年度内に解決のメドとあるのですが、年度内、年内といういづれかがはつきりしないのですが、いづれにしても、年内にしても年度内にしても、めどがつくということ、国会の場で私にお答えになつておるのには、どうもこの国会会期中と。そのところをそういうふうな比較してみると相当のズレがあるのです。その点をどういうふうな解釈したらいいか、その点を聞かせていただきたい。

○国務大臣(松野頼三君) 移転先の問題、米軍関係の返事は、年内に、この国会中には私は見通しはつくのじゃないかと思ひます。ただ、その返還とか諸般のすべてが完了するには年内くらいはかかるでありましょうという話をしたわけですね。手続上の問題もありますから、その余裕を見て私は年内というふうにお話をいたしました。それは、当委員会ではこの国会中にはある程度の見通しがつきますという話を前提にすると、年内には円満解決の見通しがつくでありましょうと、そういうふうな話を二つ合わせて私は申し上げたのです。これは必ずしも、まず一番問題は、この国会中にその移転先の問題が解決すること、これが第一前提であります。そうすれば、年内にはおそろくすべての手続は済むでありましょうと、この話と二つの話であります。

○伊藤頼道君 そういう情勢なので、明るい展望も持たれるわけですが、もうきょうは詳しいことは繰り返しません、ただ一つこの問題は、昭和三十四年、赤城さんが当時防衛庁長官の

でおられた。その意味で、私には激励と喜びのこ
とを寄せられた。多少私の答弁と質問が食い違
つております。

○伊藤道雄君　そこでお伺いしておきたいのは、
この赤澤試案の欠点は一体どういふ点にあるのか
という事です。これは三十七年の十二月に基地
問題等閣僚懇談会があったようですが、そこで決
定になったのかどうか、その反対の理由としては
膨大な予算を要することになるので、反対でい
れられなかったのか、それとも各省の反対が強
かったために取り上げなかったのか、いろいろ観
測できるわけですが、この点を明確にしていだ
きたい。

○国務大臣(松野三三)　その当時の印象は、赤
澤試案はやっぱり行政が非常に各省にまたがり過
ぎておる、そのために各省の意見が必ずしも一致
しなかったというのが基本的であります。

もう一つは、問題が非常に変化がある、固定さ
れた問題じゃない、その基地その基地における状
況が非常に違ふ。したがって、これを立法化して
明文化するにはよしあしがある、拾われたところ
と拾われなかったところが出てくるのじゃないか、
この二つが赤澤試案が実は成案を得なかったの
で、その当時としては、それでは行政措置でやろ
うじゃないか、ケース・バイ・ケースでやろう
じゃないかというふうには私は方向がきまつてお
る記憶しております。

そういうものが非常に今回参考になりました、
各省もわりいろいろな問題を大きな意味で含め
て、政令事項というものがその中に入ったのはそ
の結果であります。

○伊藤道雄君　なおお伺いしておきたいのは、昭
和四十年　昨年ですか、昨年になって立法化に
踏み切るといふことになったのですが、これ
は、そういう政府の態度は何ゆゑという基本的
な態度が変わつたのか、その点を明らかにしてい
ただきたいと思いますが、池田内閣から佐藤内閣
にかつたためというのか、それとも政府のこと
ばをかりるといふと、関係地方公共団体の要望が

強くなったからといふことを言うておるようです
が、この地方公共団体の要望は、前から依然とし
て変わりなく続けられておると思うのです。昨年
になつて要望が強くなったといふことでなく、
三十七年、むしろそれ以前から変わりなく続けら
れてきておる。したがって、ここには意味はない
と思う。したがって、ここでお伺いしたいのは、
こういうことよりも、他に政治的理由があったの
か、この点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(松野三三)　基本的には当然情勢が
そこにも熟してきたといふことが第一点です。そ
の根拠としては、米軍の施設といふものが、自然
に、自衛隊の要するに使用転換、自衛隊の使用転
換といふものが非常にふえておる。また、共用的
なものがふえておる。特損法は米軍に対して適
用されて、同じ性質の自衛隊に適用されないとい
うことが一つの問題点となりまして、今回もそれ
が大きな私は情勢が熟した原因だと思ひます。

○伊藤道雄君　この赤澤試案と本法案を試みに
比較してみますと、赤澤試案のほうが基地周辺
対策地域の指定、そういうこととか、基地周辺対
策計画の決定あるいは基地周辺対策審議会の設
置、こういうことを義務づけておつて、はるかに
この法案よりは強力なものとなると解せられるわ
けです。この点はいかがですか。

○政府委員(小幡久男)　ただいま赤澤試案の中
でお述べになりました基地周辺の特定地域の決定
といふ点につきましては、赤澤先生のほうでは、
飛行場とか演習場といふ具体的に特定地域を
指定するわけでございますが、本法では障害施設
といふものを障害を中心に政令で原則的に定める
といふこととございまして、先ほど松野長官から
もお答えになりましたように、この政令を弾力的
に適用することによりまして赤澤試案よりはこの
点はフレキシブルな形がとれるんじゃないかとい
うふうに考えております。

の要望はいろいろと承つてきておりまして、大体
もう自衛隊、米駐留軍施設を通じて、飛行場
の基地についてはこういう要望、あるいは射撃場
についてはこういう要望といふふうなものは、
その基地の性質に応じて大体もう定型化してま
いておりまして、個々に例外はございすけれど
ども、ほとんどその要望といふものは八割ないし
九割までは、突発的なものは例外として、定
型化しております。したがって、そういうもの
を列挙して法律に盛り込み得るものは法律に盛
り込みたい、また、政令に盛り込み得るものは政
令に盛り込む、なお、将来起こるかもしれない新し
いものににつきましては、フレキシブルな余地を政
令に残しております。

最後に審議会の問題、これにつきましては、赤
澤試案では、審議会をつくりまして内閣が強力に
やるという点では非常に価値のある一つの提案と
思ひますが、一気にそこまで行政機構の中でこの
問題をやるというところにつきましては、たとえ
ば経済企画庁が各省経済を統制するところま
でいく前に、現在すでに基地閣僚懇談会とかある
いは特別幹事会とかいう次官会議のメンバーを
もつて構成するいろいろな行政的な機関が基地問
題でございすので、そういうところで十分利害
の異なつた各省の意見を反映する場がございす
ので、防衛施設庁あるいは防衛庁が幹事役になり
まして、利害の違つた各省の意見を十分聞くとい
うことで調整できるものという確信を持ちまし
て、赤澤試案にある審議会といふものを本法では
特に採用しなかつた次第でございまして、赤澤試
案とのこのおまな差異は、そういうふうに、十分
赤澤氏の意図も尊重しながら調整した結果でござ
います。

○伊藤道雄君　ただいま私がお伺いしたのは、赤
澤試案のほうが本法案に比べてはるかに強力で
あるといふことを申し上げたわけですが、今度は
逆に本法案を見るに、赤澤試案に比べて非常に大
事ないいところは、みんな骨抜きになつてゐるの
ではないか、こういうふうにわれわれとしては考
えるわけですが。たとえばいままで行政措置でやつ
てきたことを法文化しただけではないか、まあ新
しいものとしては全然ないわけではない、四条の
規定があるわけですが。これはいままでになつた
新しいものと見られるわけですが。それにしても、
どうしてこういうことになつたのか、対策地域の
指定、いま施設庁長官から御答弁がございした
が、対策計画の決定、審議会の設置、こういう構
想が捨てられたといふことは、どうも一歩前進ど
ころか、数歩後退ではないかと思ひます。こ
ういふ構想は取り入れてしかるべきだと思ひ
ますが、いま施設庁長官からそういうことにつ
いても御指摘があったわけですが、どうもこ
ういふ点をなぜ取り入れなかったのか、こ
ういふ点をさらに御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(小幡久男)　同じようなことを繰り
返すことにはなりますが、赤澤試案といふものを十
分われわれも検討いたしました、それが何回とな
く各省の特別幹事会でも論議の対象になりました
ように、その結論をいたしまして、先ほど申しまし
たように、周辺地域の特定といふものにつぎまして
は、どこどこといふふうに、具体的に特定せずに、
障害のある施設といふ幅のある表現でフレキシ
ブルに運用するように、むしろその点は改善した
といふことが一つ。それから都道府県の知事の計
画の調整といふものも、これも申しましたよう
に、もう非常にたくさん御要求も承つておりま
す。定型化しておりますので、政令にうたい込め
るといふものが大部分でございす。うたい込め
ないものは若干政令で伸縮の余地を残して規定す
るといふこととございまして、十分に調整がとれ
るといふことが第二点であります。それから審議
会につきましては、先ほど申しましたように、各
省の次官をもつて構成される特別幹事会と、閣僚
懇談会と、いろいろ建設省は建設省、農林省は農
林省、厚生省は厚生省といふそれぞれ出先の意見
を反映された意見がその場所ですべし、行政内
政性のもので、基地の施策があらまちないよう

に、十分論議し尽くされるという保証がございました。特には、特に審議会というものは、今回は法案として採用しなかったというのが実情でございます。

○伊藤道君 この法案については、昨年九月以降、いま御指摘のあった基地問題閣僚協議会、特別幹事会ですか、あるいはその下の小委員会、こういうところもあるようですが、こういうところでも本年三月まで検討してきたとのことでございます。

○政府委員(小幡久男君) 地元の意見は実はもう十数年来承っておりまして、これに加えて、法案を提出する直前の約一年というものは、非常にたくさん御意見を聞いております。ことに渉外関係都道府県の会長であります神奈川県あたりからは、それを代表する意見も出ております。また、私自身も各地の基地を持っておられる市町村長方と一堂に会しまして、いろいろの御要望を承りました。その席でいろいろ考えさせられました。法案の制定の段階で考えて考慮した事情もございまして、そういったことも反映いたしました。また、各省は各省なりに、それぞれ地元の意見も聞いておられまして、特別幹事会でわれわれの意見のみならず、建設省は建設省の筋を立てての地元の陳情、あるいは農林省は農林省の筋を立てての地元の陳情、自治省も同じく地方自治の要望というふうなものを十分に反映させまして、実に特別幹事会も十数回にわたって開催されました。ほとんど一つの法案で、私の経験ではこれほど調査した例は数少ないと思われるくらい真剣に検討された法案でございます。

○伊藤道君 なお、神奈川県知事を責任者とす

る関係都道府県、市町村、こういう意見等については、どの程度取り入れたかはこれは別として、ある程度意見を聞いておったということは理解できるわけです。ただ、その地域の住民の意見としては別に聞いていないのでしょうか、その点にも触れて御答弁いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 地域の住民の方の御意見はこれは非常に多種多様でございます。一番主たるものにつきましては、おそらく都道府県連合会はその集約した集中的な要求を持っております。それから市町村長にきまして、第二に、直接、地方の市町村長にきまして、私先ほど申し上げておりますように、基地を持っておられる近辺の地元の市町村長あるいは県会議長というふうな方々と一堂に会しまして、数十名、北から九州まで、全部この法案についてのディスカッションをしたことがございまして、またそれ以外でも、散発でございまして、けれども、個々の問題につきましてそれぞれ直接訴えがございました。そういった御意見をほとんど聞きまして、そのうちの採用するものは採用したというのが実際の経緯でございます。

○伊藤道君 なおお伺いしたいのは、この法案をつくられる過程において、各省と意見調整をやつてきたと思うのですが、その経緯、その過程において、最も難航した問題点というのは一体どういう点であったか、そういう点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(小幡久男君) その最も代表的なものは、自治省の地方交付金というものを私たちの考えております第四條の周辺整備の助成の補助とどういう関連で扱うかという問題が一つの典型的なものであったらと思う。それ以外はいくつか問題ですが、おもなものは、補助率につきましまして、大蔵省当然のことながら、補助率につきましまして、具体的事案についてそれぞれ意見があるというところは当然でございます。

○伊藤道君 ここに具体的な問題を一つお伺いしておきたいのですが、この基地交付金がこの法案からはずされておるわけですね。これは一体どう

いう理由ではずされてしまったのか、その点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 当初は、われわれの原案では、基地交付金もこの法案と一緒に入れまして、周辺整備助成補助と両輪のごとく運営するものが最もいいと事務的に考えたのでありますが、自治省あるいは各省の意見もいろいろ推しはかした結果、地方交付金は本来どちらかと言いますと、その施設が存在する場所を管轄する市町村に對しまして実際の運用の姿を見ておきますと、固定資産の評価の見合いである程度の基準を設けて自治省が交付金を配分していくというのが実情でございます。その施設がどういう迷惑をその周辺に及ぼすかというところは一応考えずに、原則としてその施設がある固定資産というものを対象としてその見合いの結果を一つの算式で出しまして交付しているというのが実情でございます。ところが、私どもの考えております周辺整備の助成補助は施設をそういう静的につかまえるのではなくして、もっと動的にその施設が飛行場であるか、射撃場であるか、つまりどの程度周辺地区に迷惑を及ぼしているかという点を中心につかまえたものでございます。したがって、中心に迷惑がその施設を管轄している市町村以外にとりまして及ぶ場合も考えて、相当広範囲に考えるという前提に立つておりました。まあ一言にして言いますならば、自治省の交付金のほうは静的に考えて、その施設の所在地だけの市町村に出す。私のほうは動的に考えて、その施設の迷惑を及ぼしておる周辺市町村にまで範囲を広げて出すという差がございまして、今回はそういう点もいろいろ勘案いたしました。今回はそういう点もいろいろ勘案いたしましたので、地方交付金はそのままにしまして、周辺整備のほうだけをこちらに入れます。両省の協議によりまして政府全体としては運営に支障のないようにやっていくということで話が進みまして、こういうふうになつておりましたのであります。

○伊藤道君 なお関連してお伺いしますが、特

損法がございまして、この特損法とは別建てとして、特損法は現行のまま残しておくことになつたようですが、これは一体どういうわけなのか。別建てとしておけば、従来から問題となつておる米軍基地と自衛隊基地との取り扱いの差が依然として残ることになろうと思ふのです。まあ本法の第二章に同趣旨の規定があるわけですが、それを認めながらもなお依然として取り扱いの差が残ることになろうと思ふのです。この点についてひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) ただいまのお話のように、この機会に米軍の特損法と自衛隊のやはり特損法の系統を一緒にして入れるべしという意見もございました。しかし、いろいろ審議しております過程におきまして、米軍の特損法というものは一つの歴史的な存在になっておまして、今日あのような法律をつくることすればこうなるというふうな意見はございまして、今日から見ますと実体を伴わないような規定も法律にございまして、ひとまず、そういうものを法律にきめて住民にそういう権利を与えておるという歴史的な事実は、やはり法律技術的な理由をもつては直ちにくつがえすことは妥当でないという意見に従ひまして、自衛隊のほうは法律、政令等を整理いたしまして、実質においてはそう変わらぬけれども、法律と政令とあわせてお読みいただければそう変わりありませんが、たとえば特損法で法律にあるものが自衛隊のほうでは政令に入つたりしております。実質は変わりませんが、そういうふうな今日つくればこのほうが法律的に正しいというものを本法に盛り込んだわけがございまして、特損法を残したものは、それなりに歴史的な意義があつて、たとえ実体が非常に薄くなつておりましたも、国民一般が権利というふうな思い込んでおるものを法律的に不備だといって訂正することは妥当を欠くという見地から残した次第であります。

○伊藤道君 米軍基地と自衛隊基地との取り扱いについては、また後刻お伺いする問題とからめ

てお伺いしたいと思いますが、そこで次にお伺いしたいのは、本法案の内容についてですが、まず本法案の基本的な問題について二、三お伺いしたいと思いますが、まずお伺いしなければならぬのは、いわゆる政令委任事項が非常に多いという点ですね。これは松野長官も認められておつて、だから政令によって運営の遺憾なきを期し得るのだと、逆にうまいことおつしやっておるわけですが、これはいまだにない政令の多いことは一つの特色だと思つて、本法案のこの点については、本会議における私の質問に対して佐藤総理の答弁でも、本法案で考えられる障害が多種多様であり、その防止についても実情に即した処置をとるため、どうしても政令に譲らざるを得ない、こういう意味の答弁が私に対して本会議であつたわけですが、しかし、ただ単に政令が多いということだけではいいわけでは、この内容的な事項をすべて政令に譲られて、ここに問題があらうと思つて、政令の多いということも問題で、さらに内容的な事項がすべて政令に譲られて、ここにも問題が一つ出てくるわけですが、したがつて、本法案の成否はすべて政令の内容にかかつて、とも言えようと思つて、この政令案が同時に提出されてはじめて審議ができると思つておつたわけですね。ことほどさうに政令案が多いということ、ここにまた内容的な事項もすべて政令にゆだねておる、こういう点が一つの大きな問題点だと思つて、この点についてひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) これは伊藤先生が本会議で御指摘がございましたとおり、政令が多いことは事実でございますが、私が教えましたも十五の政令がございます。ただし、その政令の内容はただ単に無方針で政令にゆだねたわけではございません。一例を申し上げますと、たとえば障害防止工事の助成という第三条につきましては、五つのうち四つまでは法律に列挙してございま

す。最後の一つが「その他政令で定める施設」というふうに、将来あらわれるであろう多様なものを予期して安全弁として残しておるわけでございます。こういった政令が相当多い点、それからもう一つは補助率でございます。補助率はこれは各省でも政令で定める例がございまして、こういったものはやはり時代とともに、また当事者の努力によつて変わりますのでございまして、政令にゆだねる。おもにそういう点が政令でございまして、おつしやるように、相当政令によつて努力しなければならぬ点がございまして、決して無方針に政令にゆだねてそのまま安住しているという法律ではございません。御了解願ひたいと思ひます。

○伊藤道雄君 なお、この政令案にはだいたい大蔵省との折衝が進んでおつて、大かた方向は出たというふう聞いておるわけですが、したがつて、いまだ少し時間を置けば全面的に大蔵省との折衝が完了するであらう。したがつて、この政令の内容については次回あたりにお伺ひすることとして、しつぱしこの問題をそのままたな上げにしておきたいと思つておるわけですが、

で、時間の関係もございまして、最後に一点だけお伺ひしておきたいのは、本法案に基地周辺の対策予算について、こういう問題にしばつて一点、お伺ひしておきたいのです。この法案では繰り返し申し上げましたように、政令の委任事項が多いのみではなく、随所で予算の範囲内ということばが使われておるわけですが、予算の範囲内という、これは一つの制限ですね。出そうと思つたけれども予算がないからという、まことにこれは巧妙な一つの措置だと思つて、予算の範囲内、非常に協力するかに見えて、だがしかし、がつくわけですね。だがしかし、予算の範囲内、これはまあ予算をあまり使わないようにするために、これはもうまことに有力な武器であるわけですね。この点から今後の本法案の成否は今後の予算措置にかかつておるということも言えると思つておるのです。この法律案を契機として、今後さら

に積極的に基地周辺の対策の強化に乗り出すというふうに政府は言われておるわけですが、いまだに基地関係の地元民の要望をもととして算定した場合、本法施行後、それから将来いかにどの予算措置が結局必要とされるのか、その総額は大体、大よそで三億三千万ですが、どのくらいになるのか、この政府の推定額について承つておきたい。

○政府委員(小幡久男君) まず最初に、本年度の予算を申し上げますが、防衛施設庁としては二百十億が総額でございますが、そのうちで本法関係のものは百十二億でございます。将来の見積もりいかにというお話でございますが、これはまた第三次防衛の決定を見ない限りは確たる御返事は申し上げかねますが、いまの腰だめで一つの、この程度ならばというこちらの希望も含めた一つの見積もりと申しますと、大体年によつても違ひはありますが、一年平均の施設庁の予算としまして二百五十から三百億のところが数年続くのではなからうか。このうちの六割が本法関係の予算として落ちつくのではないだろうか、こういうふうな見当をいたしております。

○伊藤道雄君 なお、いま御指摘のあつた推定額をおもひ立つた項目に分けて、たとえば防音、防災あるいは民生安定措置あるいは安全対策事業あるいは損失補償関係、こういうふうに分けて、ひとつのくらゐになるかということ、概要で申すので、それとあわせて過去においては、この予算措置で行なわれてきた額は、こういう項目別に大体過去はどうであつたか、そうして今後の推定額はこうであるという、そういう比較も必要であらうと思ひますから、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(小幡久男君) 大体本法関係で関連ある推定の根拠としておりますのは、たとえばことしの百十二億の本法関係の予算の内訳を申し上げますと、騒音対策が六十億、防災関係が二十億、道路関係が十三億、周辺整備として新たに三億、予算が五億、それから集団移転関係の、予算だけでこ

ざいですが、十四億、計百十二億で、損失補償は二、三千万円でございます。将来二百五十ないし三百の中の六割と申しましたのは、この項目が約六割というところでございまして、過去につきましては防衛施設部長からお答え申し上げます。

○政府委員(財満功君) 過去の実績について申し上げますと、防音につきましては二百二億でございます。それから集団移転につきましては二十一億五千万円、それから防災につきましては三百五十五億一千五百万円でございます。それから周辺対策につきましては二億七千万、いわゆる特損補償につきましては約十三億、したがつて補助に關しますものが五百八十一億、補償に關しますものが約十三億、計五百九十四億、こういう実績に相なつております。

○委員長(熊谷太郎君) それでは午前はこの程度とし、午後は一時三十分より再開いたします。暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時三十三分開会

○委員長(熊谷太郎君) これより委員会を再開いたします。労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。なお、関係当局の御出席は、小平労働大臣、辻官房長、村上労働基準局長、和田職業訓練局長、以上の方々とございまして、御質疑のおありになる方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤道雄君 前回に引き続き二、三お伺ひしたいと思ひます。四十八国会で、時の石田労働大臣は、労働問題懇話会などについては国会の会期中に廃止する旨言明があつたわけですが、その後いかにようになつたか、まずこの点からお伺ひいたします。

○政府委員(辻英雄君) お話のように、労働問題

とおり、五十五歳以上くらいでございましょうか、こういう方々の就職になりますと、よけい田舎である、こういう状況であることは事実でございします。そこでこの問題につきましては、民間団体なども話し合いをいたしまして、雇用促進のための協議会等を持ちまして、中高年齢者にとりまして、就職があるかというようにございまして

た。そういう関係から申しますと、年配者にはある年齢に達したならば職を退いてもらつて新しい労働力を吸収していくということもございました。あるいは、あるいは日本の賃金制度については、私としてはこれも一つの大きな定年制をした原因ではなかつたらうかと実は考えております。いわゆる年功序列型で年をとればとるなりに、これはもう持

るため、中高年齢層の雇用を促進して労働力を有効に活用することが肝要だと、こういう観点から今回、この国会に出されておる雇用対策法、これは高年齢層のための雇用率を設定しておるわけですが、実行の見込みは立っておるのかどうかという一点だけをここにお聞きしておきたいと思ひます。

の次が八五%、それから三番目の目標が六五%、
 こういふふうな類型別に目標を設定いたしまして、
 現在三カ年計画で達成に努力をいたしております。
 今日時点ではまだこれが三グループの平均
 におさまして中高年の雇用率が六〇%ちょっとの
 ところにとどまっておりますけれども、最終目

標は六七、八%まで上げていこうということ、鋭意努力中でございますので、三カ年計画の実施が終る時点においてはこの雇用率の達成をはかってまいりたい、かように各関係省に督促をいたしまして、いふ努力中でございます。

○伊藤道雄 それでは最後に、最賃法について、二、三伺いたしますが、この最賃法についてはすでに北村委員から先般御質問があったようでありまして、なるべく重複を避けて、違う角度から二、三の問題について伺いをいたしたいと思います。

大体、最賃法の現状はどうなっておるか。最初はとにかく業者間協定による最賃法については各方面から非常に不評であつたと思ふんですが、現在一体どうなつておるかということ、なお、このことに関連して、最近決定の方式がいわゆる業者間協定による賃金決定にあつて、労使対等の立場で賃金がきめられるという原則に立っていないわけですね。こういう原則が無視されている。こういう限り対等の立場でなく、賃金が一方的にきめられるということが改められない限りは、いわゆる適正な賃金とはなり得ないというふうに思ふんです。したがって、このことはILO二十六号条約並びにILO三十号勧告に根本的に違反しておると思ふんです。このことに對して労働省としては一体どういふふうにお考えですか。

○政府委員(村上茂利君) 最低賃金の実施状況につきましては、先般北村先生にお答えしたとおりであります。概要は昭和四十一年三月三十一日現在におきまして、いわゆる業者間協定に基づく最低賃金が千九百七十七件、四百五十五人、また業者間協定に基づく地域的最低賃金——地域的に拡張いたしましたものが二百二十三件、七万人となつております。そのほか労働協約に基づく地域的最低賃金が六件、十六万人、またいわゆる職権方式といわれます最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金といたしましては、石炭鉱業と金属鉱業の二件、十二万人という数字にのぼつており

まして、総件数といたしましては二千四百四十八件、適用労働者四百四十万という数字になつております。これらの各種の最低賃金実施の展開につきまして、昭和三十八年八月の中央最低賃金審議会の答申に基づきまして実施をいたしておるわけでございます。業者間協定方式のみならず、いわゆる職権方式も含め、各方式の活用をはかるといふことが答申でも示されておつたのであります。ところが、今月に入りまして地方最低賃金審議会といわゆる職権方式によつて決定されたものが千葉県で一件決定されました。幾つかの県におきましても、地方最低賃金審議会における調査審議を経ましていわゆる職権方式による最賃の決定の機運がいま動いておるような状況でございます。このような実施状況の過程におきまして、御承知のように、全国全産業一律方式であるとか、その他のいろいろの点について意見がございます。先生御指摘の業者間協定方式が労使対等という立場での賃金決定方式ではないのかという意見もあるわけでございます。当初労働省といたしましては、業者間協定方式も、申請をするのは業者間協定方式によるのであるけれども、最低賃金そのものの決定は、三者構成による最低賃金審議会において調査審議して、その結果に基づいて決定するものである。しかも官報に告示いたしましたものは、すでに業者間協定そのものではなくして、いわゆる最低賃金といたしまして法的な効力を持つものであるという理解をしておりました。が、いろいろな御意見もございまして、昨年八月中央賃金審議会に對しまして、決定方式としては、全国全産業一律方式、産業別、職業別方式などいろいろな考え方があつた。ILO第二十六号条約と関連をした問題についてもいろいろ御意見がございまして、そういうことも含めましてわが国の実情に即し、実効ある制度を検討していただくよう

に、中央最低賃金審議会に諮問をいたしたところでございます。現在同審議会におきましては基本問題小委員会という特別の小委員会を設けまして、かなり開催回数もひんばんにいたしまして審議を進めておるといふ状況でございます。

○伊藤道雄 全国一律の最賃制度でないために、業種別とか、地域別、あるいは産業別に分断されてしまつて、その間の賃金格差がいつも固定しておるわけですね。したがって、最賃制度としての実効を持ち得ない、こういうことにならうと思ひます。大橋元労働大臣にこの点について伺ひたいところ、現行の最賃法すなわち業者間協定についての欠陥を率直に認められておつたわけですね。現労働大臣としてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(小平久雄君) 現在の最賃法についていろいろ御批判のあることは、ただいま基準局長から御説明申し上げたとおりでございます。そこでこれまた御答弁申し上げましたとおり、将来の最賃法のあり方につきましては、中央最低賃金審議会において鋭意御検討をいたしておるところでございます。また、中央最低賃金審議会におきまして、まあ中央最低賃金審議会において、この四十一年度末までは現行制度のもとにおいて、最低賃金制度を重点産業について、また一定の目標に向かつてこれを推進していくべきであらうし、それ以降の最低賃金の定め方については、これは基本的に検討すべきだ、こういうような前にも答申があるわけでございますので、私どもとしては、最賃審議会が四十二年以降の最賃制のあり方について御答申をくださるよう、これをいまお話がありましたように、ILO二十六号条約にも適合するような姿において答申をいただけるものと、かように期待している次第でございます。

○伊藤道雄 もう時間があまりありませんから、最後に一点だけ要望をかねて質問しておきたいと思ひますが、日本の場合で最賃制度の正しいあり方は、繰り返し申し上げますように、全国一律でなければならぬと思ひます。外国からいろいろソシアルダンピングというふうな非難されておるのも、ここに原因があると思ひます。やはり日本絶対的な低賃金を克服するには、どうしても全国一律の最賃制を確立すること、大幅な賃上

げをここで断行する以外にはないと思ふのです。ね、そうすることによって、最賃制度を国際的水準により近づけることになるかと思ふのです。そういう方向で、労働省としても十分前向きな姿勢で取り組んでもらいたいということ、それに対する大臣のお考えは一体どうなのか、この点を要望をかねて伺ひたい、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小平久雄君) 最賃制につきましては、先ほども御回答を申し上げましたとおりの事情に相なつておるわけでございます。いま先生お示しの、全国一律制ということも一つの確かに考え方だと思ひます。しかし、一方におきましては、日本の現状からいいますと、全国全産業一律ということ、必ずしも実情に合わないのじゃないかという御議論のあることも、これも事実なんです。でございます。ですから、最賃審議会において、そういういろいろな説ももちろん御検討をいたしたいとおるわけでございます。それから、私のいまの時点において立場上、私のほのめかすところは、恐縮でございますが、ひとつ控えさせていただきます。また、この大幅賃上げの問題ですが、このことにつきましては、賃金についてもいろいろ見方もございまして、しかし、やはり賃金というものが、国民全体の所得というものの均衡という問題もございまして、あるいは生産性との見合いといふこともございまして、いづれにいたしましても、国民経済の発展というものとつり合ひをとりながら賃金が上昇するといふことは、きわめて望ましいことではございますが、無条件にただ大幅賃金値上げ、こうもなかなか言いかねる面もあるのではないかと、かように考えておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 それでは残りの問題をひとつ労働省に聞いてみたいと思ひます。

労働当局には、実はもうものを申すことはたくさんあるのですが、社労委員会なりまた本委員会

でもうすでにだぶ質問も出ておるようでありま
すから、重複を避けまして、二、三の点だけ大臣
にひとつお聞きしておきたいと思ひます。家内勞
働審議会について、まあ家内労働の問題ですが、
まず最初に、日本の労働形態というのは明治か
らの資本主義発達の形態がいわゆる欧米各国と若
干違ひますので、労働形態が違ふと思うのです
が、現在欧米各国における家内労働の実情、これ
はどういうことになっておるか、私は調べてお
りませんのでひとつと概略御説明願ひたい
い。

○政府委員(村上茂利君) 外国の家内労働者の実
態及び法制的現状につきましては、実は全体を総
合的に判断する資料はなかなか得がたいのが実情
でございますが、ただ一九四八年のILOの「工
業的家内労働について」の報告という報告書がご
ざいまして、これがおおむね世界各国の家内労働
につきましても概要を示しておるようございま
すが、それによりますと、たとえばアメリカ、フ
ランスにはいわゆる家内労働者としてそれぞれ約
百万人、スイスには約七万人、スウェーデンには
約一十六万三千三百人、ノルウェーには二十五万人、
といったようなかなり具体的な数字をあげまして
現状を示しております。しかし、そういうような
数字をあげておられますけれども、これらの国々
におきましてもわが国の場合と同様に、家内労働者
の把握はきわめて困難である。したがって、正確
に把握されてないが家内労働者も存在している
ことは認めざるを得ないであろうというふうに
申しておるわけでありま。

ところで、これらの家内労働者はどのような職
種に従事しておるかという点を見ますと、主と
して衣服、刺しゅう、レース、造花、紡織、く
つ、宝石、刃物、時計、釣り針などの製造に従事
しておる者が多いようございまして、わが国同
様繊維、雑貨等の軽工業部門に属するものが大部
分であるというのが実情であるようございま
す。また、男子と女子という区分から見ましても、
家内労働者の七〇%から九〇%までが婦人です。

あるというふうな推定されておるわけでありま
す。

なお、これらの家内労働者に対します法律制度
といたしましては、それぞれの国の事情によつて
かなり違つておりますが、家内労働に関する単独
立法、いわゆる家内労働法といったようなもの
を制定している国が、西ドイツ、スイスなど十三カ
国ございまして、また、特別なまとまつた法制は
持つておりませんが、労働者一般を対象とするい
わゆる労働法典の条項が家内労働にも適用される
という制度の国がございまして、二十六カ国あると
いうふうな承知いたしております。これら、法制
も違ひますので、したがって、規制する内容もま
ちまちでございまして、工賃の最低額ないし支払
い方法、安全、衛生、あるいは委託に際しての行
政庁の許可、登録、届け出などについて規定を設
けるという法制になっておりますが、その規定の
内容もさまざまございまして、たとえば、最低
工賃の規制の方法を見ましても、賃金委員会が決
定するもの、法律によつて定めるもの、仲裁裁判
所が決定するものといったように幾つかの方法が
あるわけございまして。

はなはだ簡単でございますが、概要は以上のと
おりと承知いたしております。

○山本伊三郎君 諸外国の事情、若干お聞きしま
したが、現在わが国、特にわが国の軽工業を中心
に家内労働というものがあつてこれは実情同
じようであります。家内労働というものは、われ
われの立場からいふと、賃金を押えるという方向
に非常に役立っているという私見はあります。特に諸外
国で婦人労働者が多いということございましてけ
れども、もちろん婦人はいろいろの都合で外に出
られない。特に家内労働でも専門的な、職業的な
あるいは内職的なものは副業的な部類があるよう
であります。副業的な家内労働というものが多
いように聞いております。そういう労働者、いわゆる
職場を持たない労働者に対する労働省のやはり
保護と申しますか、立法措置が非常におくれ
て。これはどういふ理由にあるか。わが国の特

殊性と申しますか、労働省が立法措置がおくれ
てという実情はどこからきておるか、これをひ
とつ聞いておきたい。

○政府委員(村上茂利君) 経済的な問題は別とい
たしまして、法制的に見ます場合に、いわゆる
家内労働者、一般労働法の対象とされるいわゆる
労働者であるかといふ点については、いわ
ゆる労働関係に立つ労働者ではない、それに類似
するものではないと見なければならぬ、法律上の判断と
いたしましては、いわゆる雇用労働者と違ふとい
う類型のものであるわけでございますから、それ
が問題になりますのは、御指摘のように、雇用勞
働者の労働条件に對しまして、どのような影響を
持つか、それが単に家内労働者だけの問題でなく
て、純然たる労働者一般の労働条件の問題にも影
響するといふようなことから、各国におきまして
は、それぞれの国内事情及び法律制度との関連に
おきまして、あるいは特別立法をなしあるいは一
般労働法典を適用するといったような形で法制
化がなされたものと承知しているわけでありま
す。

わが国の場合、家内労働問題につきましても、
何らかの措置を要するのではないかという見解が
特に最低賃金法の制定と関連いたしまして問題
とされたわけでありま。したがって、政府
といたしましては、家内労働問題について調査を
する必要があるという観点から昭和三十四年に委
員を委嘱いたしまして、いわゆる臨時家内労働調
査会なるものを発足させ、調査を進めてきたよう
な次第でございます。そのようなことで、問題意
識を持ちながらも、わが国の家内労働の実態が非
常に複雑であるといふことから、まず実態を
十分踏まえまして対策を進めるといふ手順を踏ん
でまいりましたがゆえに、時期的には、ずれて
きたといふことではなからうかと存するのであ
ります。しかしながら、御審議いただいております
家内労働審議会が発足いたします際におきまし
ては、先般大臣も御答弁なさいましたように、家
内労働法の法制的措置をも含めまして、この対策

について御検討いただくということになりますの
で、非常に前進が見られるのではなからうかとい
うふうに期待いたしている次第でございます。

○山本伊三郎君 いろいろ御説明がございました
が、質問せぬところまで御説明があったのです
が、これは欧米各国、ちよつと説明がありました
西独あるいはフランス、アメリカあたりでも軽工
業が主体であるけれども、そのいわゆる賃金契約
と申しますか、これは雇用労働者でないから、賃
金契約形態は違ふと思ひますが、それはやはり非
常に複雑なものがあると思ひます。わが国だけが複
雑だといふわけはないと思ひます。そこに家内労働
の非常にくさしがある。雇用労働者であれば立
法措置ができて保護立法ができたといふことであ
つて、家内労働は補正しがたいからできないか
たといふのは口実であると思ひます。やろつと思
へばやれると思ひます。しかも家内労働の賃金……経
済的だと言われましたけれども、これは経済的に
大きな影響がある。相当私は低賃金だと思ひ
ます。低賃金と申しますか、私はそうだと把握して
おる。しかもこれが大都会に集中した分布状態
であるといふことも調査で示されておりますが、こ
れらの家内労働の方々、副業的でなくて内職とい
うことでやられておられるけれども、総理府の統計局
のいろいろの調査、家計調査から見ると、家内勞
働から得るところの収入というものが相当家計を
ささえておるといふデータも出ておる。しかも百
万近く、八十万ほどわが国におられるといふこと
であります。そういう方々に対して政府は近
ごろになつて、何といふか、家内労働審議会、こ
の前は調査会、法律によらないものがあつて調査
されておるようでありまけれども、そういう点
は私は非常に不満である。まあいまだでもおそ
くはないといふことでやられると思ひますけれど
も、日本の家内労働、家内労働だけではございま
せん、労働者に対する労働省の考え方というもの
は何か私は最近変わつてきていると思ひます。私の考
え方ですが、労働省が設置された趣旨からい
うと、労働者のために労働省ができておると思ひ

に、何かにつけて労働大臣なり労働当局の発言は、やはり企業雇用者に対する、使用者に対する発言が私は多いように思ふのです。そういう意味において家内労働について、おそきに失したけれども、これからやるというのですが、大臣の構想というか、どういうところでこの家内労働を保護していくかというそういう考え方も何もないですか。家内労働審議会に諮問するということでありますが、労働大臣はそれに対して考え方の一端くらいひとつ聞かしていただきたい。

○国務大臣(小平久雄君) 家内労働の問題に政府

がいままで法的措置も講じないでやったということとはそのとおりでございますが、先生のお話の中にもありましたとおり、政府としても今後おそまきながら法的措置も必要であろう、こういう考えで臨んでおるわけでございまして、しからばどういう構想で法律をつくるかということになりますと、これはもちろん審議会で十分御審議を願わなければならぬのでありますが、さきの調査会が示しておるところを見ましても、一番問題の柱というものはやはり一つには工賃の問題、また第二には労働時間の問題、さらに第三には安全衛生の問題、まあこれらが中心であろうと私もさように思っています。もちろんそれだけに尽きるわけではございませんが、これらの条件というものをどうして確保し、またよく満たしていくかという方法論につきましては、これもいろいろな考えがあるろうと思えます。でありますから、主としてそういう問題を中心にしてかりに立法するとすれば、

どういふ形態の法律が一番よろしいか、こういうことについて十分御審議を願いたい、かように考へておるのであります。何ぶんにでも家内労働と申しまして、そのうちのいわゆる専業的な家内労働といわれるものはこれは比較的はつきりしておりますし、とらえやすいことでありますが、またり副業についてもむしろそういうのはつきりしている面が多いと思いますが、いわゆる内職的な家内労働となりますと、これは個々の家庭において、中には率直に申せば、なるべく人に知られないよう

にというような気持ちでやつておられる方も今日まだ相当あるんじゃないかと思えます。そういう人たちに対する工賃なり労働の時間なり安全衛生なりという問題をどうして指導していくかというようなことは、これはなかなか言うべくして実施問題となるといろいろ困難が伴うのじゃないかと思えます。そういう点もありまするが、しかし、これを捨てておくわけにはいかない状況でございますので、実効のある法律、法制というものを審議会で十分御審議を願いたい、かように考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 家内労働についての見方とい
ますか、分析といいますが、これはいまの産業形
態では、これは私はどうしてもなくてはならぬ一
つの存在なんです。大企業から中小企業、下請
け、中小企業から仲介人を通じて家内労働、こ
ういう産業のいわゆる工業といいますが、製造業の流
れ、したがって、それをとらえていくと一つの
定見といいますか、方針が立つと思います。最近
不景気で中小企業が非常に倒産した。倒産したそ
の陰に家内労働者がどれだけ泣かされておるか
ということは私はよく御存じだと思います。工賃を
くれない、しかもそれは何ら保護されていない、
密契約といいますが、自分だけのほんとうの契
約で、どこにも言っていないところがない。中小企
業であれば現在いろいろ救済策が講ぜられており
ますが、一つかみの家内労働のグループが泣き寝
入りしておるといふ実態がある。こういう点につ
いて労働省は把握しておりますか。

○政府委員(村山茂利君)　ただいま御指摘になった法制的な保護もない家内労働者が、非常に経済的にも劣勢な地位にあり、いろいろ悲惨な問題を含んでいるということで、私もそういった点につきましては深甚な考慮を払っているような次第であります。そこで法律はございませんけれども、できるだけ家内労働者の労働条件を明確にし、そういった問題を防ぎたいという観点から、昭和三十五年に臨時家内労働調査会の間報告がございましたので、行政指導によりまして家内労

働手帳の普及、標準工賃の設定、安全衛生に関する指導、労働時間、週休制の指導、大きく分けましてこの四つのものに分けて労働基準監督機関を通じて行政指導を行なってきたわけでございますが、昭和四十年十二月末で家内労働手帳を実施したのが二十八業種、二万六千二百名、標準工賃を設定したものが四十五業種、八万一千七百名といったような数に達しております。そのほか婦人少年局系統で府県を通じて、いわゆる府県営として設置されております内職公共職業補導所におきまして相当数にのぼる相談及びあつせんを

いたしているという点であります。これははいずれも行政指導として行なってきたわけでありまして、必ずしも十分とは申せませんが、法的な裏づけなしに今日までいろいろ行政を展開してきたわけであります。現段階におきまして法制化の問題がクロージアアップされているという点につきましては、従来事実上の行政指導を行なってきた私どもといたしましても、そういう面についての必要性というものをいろいろ痛感しておるというような次第でございます。

○山本伊三郎君 この問題で掘り下げていけばまだたくさんありますが、時間もないので一応これで終わりますが、労働大臣に最後に一つ聞いておきたいんですが、まあ行政指導をやられることも私は知っております。授産場でいろいろそういう職業指導をしておられることもわかりますが、まあ八十万から百万か知りませんが、相当家内労働によって家計を助けておる人々がおります。私は法律万能だとは言いません。法律でできたって、これを活用しなければこれはもう何にもならぬです。これは労働省の意欲以外にないと思うんです。したがって、まだこの法律できるまでには相当——二年かかかるか一年でできるか知りませんが、早急にやられると思います。そういうものを持つまでもなく、家内労働に従事する方々に対して、行政指導でも行政措置でもいいが、もっと——いま言われましてけれども、そんなにいってませんよ。法律の基礎がないということから、家内労働をさ

抵抗する手段が一つもない。これをやりなさい、工賃は幾らです、できた場合に出来高払い、金が必要ればしんぼうしてくれ、こういうことです。いかに行政指導したところで、それをなすところの仲介人あるいは中小企業、それをやらしておるそういう企業に対してある程度の私は規制をしなけりやならぬと。しかし、中小企業自体が困つておるんですから、中小企業もいま倒産の一步手前である、そういう中でありますから、これは私にもつと大きな立場から、労働者保護という立場

早急に立法措置をせよと思つたと思ふ。内容については私、意見あります。意見はありますけれども、審議会をつくられますから、権威ある人がこれに参画してつくられるんですから、そのつくられるのを待ちましょう。しかし、私にはまだ意見があります。また、機会を見て労働大臣、私は言うことがあると思ひますけれども、家内労働についてあまりにも私は、政府は無関心とは言いません、関心を持っておられたけれども、非常におくれておる。この点をひとつ大臣に最後にこの問題について今後法的措置について審議会が、これ二年ですか三年ですか、これが答申されるまで相当時日がかかると思うんですが、その間についてどう労働大臣は善処されるか、この点だけ聞いておきたい。

○國務大臣(小平久雄君) まず法的措置がいつごろできるかという問題ですが、いま御審議いただけているこの設置法によりますと、この審議会は三年間存続することに相なっております。が、私の気持ちといたしましては、先般も申し上げたのであります。が、でき得れば二年ぐらいの間に御客申をいただいて、法的措置をぜひ講じたいものだと、こういうただいまのところ考えを持っておるわけでありまして、それまでの間どうするかという問題でございますが、これにつきましては先ほど基準局長から御説明申し上げました、従来もやつておりますこの行政的な指導、これを最大限にひとつ活用して、また強化をいたしていくと、ま

あこういうことに尽くると思ふのであります。たとへば内職の補導所なども、現在では全国にたぶ三十九カ所があるのであります。これらについてもできるだけ数も増して、あるいは陣容もできるだけ強化をしていただいて、最初に発注、受注というものをできるだけ補導所が、いわば仲立ち人としてお世話をしていく、こういう方向にぜひまあ努力をいたしたい。また、労働時間なりその他の労働条件と申しますか、環境の整備ということにつきましては、できるだけ家内労働をやられる方々の、何らかの形における組織化と申しますか、そういう集団的なものをつくることを奨励いたしまして、それによってこの環境の整備等についても十分指導いたしていく。主としてこういう方向でこの法制ができるまでの間、極力努力をいたしてまいりたい、かように考えているわけでありす。

○山本伊三郎君 基準局長にちょっと聞いておきますが、今後この工賃契約、これはいわゆる雇用労働者でないで賃金の契約というふうな、あるいは団体交渉もできないのがね、やはり自由契約という考え方で進むのが妥当であると思うのかどうか。その点の考え方、もちろん審議会でいろいろ検討されると思いますが、それはどういう考え方ですか。

○政府委員(村上茂利君) 契約は自由でございしようが、野放しにすることによりまして、いろいろな弊害を惹起するという観点から、ある程度適正な工賃を期待するというものであろうと存じますが、その観点も従来行政指導で行なつてまいりました標準工賃、そういう形で指導する面と、それから現在最低賃金法にありますが最低工賃制度というのがございす。これは最低賃金との見合いで考えられている制度であります。そういった点から工賃を正していくことは当然必要であらうというふうに考えている次第でございす。

めておきますが、次に今度の春闘でいろいろ相場を言われているのですが、そういう一般的な相場ではなくて、大企業、中企業、小企業、この三部類における、大体春闘で賃上げが、正確な調査はできてないかと思ひますが、大体出しておればひとつ知らせていただきたい。

○政府委員(村上茂利君) ただいまの春闘の賃上げ関係につきましては、目下地方からの資料を収集中でございまして、いま明確にお答えできる段階にございせんが、いづれ近いうちにまとまると存じますので、資料として提出させていただきますと存じます。

○山本伊三郎君 私鉄が三千五百円ですか、三千五百五十円ですか、いろいろ出ておりますが、大企業、鉄鋼産業、金属、金属は中小企業も相当ありますけれども、大企業等と言われている五千円以上の獲得をした企業というものについて、どのくらいあるか、それもわかりませんか。概数でいいのです。

○説明員(渡辺健二君) いま個別の詳細な資料を持っておりますけれども、大企業で申しますと、やはりそれぞれの産業によりまして、かなり去年より高いもの、あるいは去年とほとんど同額のもの、ばらつきがございまして、一律には申せませんが、おおむねひつくるめて申しますと、大体昨年より三、四百円くらい高いのが平均的な傾向ではなかつたか、かように存じております。

○山本伊三郎君 それじゃまた調査でございしたら、ひとつ当委員会に資料を提出していただきたい。そこで一つ聞いておきたいのは、労働者から毎月ですか、毎年産業別現金給与月額の調査をされて発表されておりますが、四十年、これは年度でなしに年でいつているかと思ひますが、四十年の数字は出ておりますか。

産業、工業、建設業、製造業、卸小売り業、金融保険業、運輸通信業、電気ガス水道業、これに該当するやつでけっこうです。

○説明員(大宮五郎君) いまのを産業別に申し上げますと、産業総数で昨年の平均は三万九千三百六十円、前年に対する上昇率は三・一％として一〇・〇％、以下数字だけ申し上げますと、工業が四万一千六百五十円、建設業が三万九千四百三十九円、製造業が三万六千六百六十六円、卸小売り業が三万六千四百六十四円、金融保険業が五万四千八百六十六円、運輸通信業が四万七千六百六十四円、電気ガス水道業が五万九千六百二十七円という数字でございす。

○山本伊三郎君 それで実質賃金指数は全産業で幾らになりますか。

○説明員(大宮五郎君) 実質賃金で申し上げますと、四十年は三十五年を一〇〇としたしまして二・一・九、前年に対しますと二・二％の上昇になります。

○山本伊三郎君 製造業は出ておりますね、それは幾らですか。

○説明員(大宮五郎君) 製造業は先ほど申しましたように、実績で申しますと、三万六千六百六十六円でありまして、前年に対しますと九・一％の上昇であります。

○山本伊三郎君 三十五年を一〇〇として、指数は幾らになりますか、製造業の実質賃金は。

○説明員(大宮五郎君) 実質賃金は先ほどのように三十五年を一〇〇としたとしますと、二・一・五で、前年に対しましては一・三％の上昇であります。

○山本伊三郎君 四十一年度はもちろんまだこれからですが、この四十年度の賃金アップの状態の中に、昨年の春闘のいわゆる賃上げ分も含まれておりますか。

のでございすから、大体五月ごろから春闘の要結結果が徐々に実績にあらわれてまいりまして、夏ごろまでに完全にあらわれる、そのような反映のしかたをいたすのが通例でございす。

○山本伊三郎君 これを尋ねましたのは、ほかでもないんですが、やがて当委員会にいわゆる人事院から本年度の公務員に対する勧告があると思ひますが、そういう意味においてもう一べん聞いておきますが、四十年度は昨年四月から本年の三月までということですが、昨年四月、五月、六月における春闘を加味した上昇率というのは、一年平均から見ると、その上昇率はどういう傾向に、カーブになつていますか。一年間の、昨年度だけではなしに、例年度そういう例があると思ひますが、四月がずっと高くなつてくるか、五月が高くなつてくるか、そういう表はありませんか、概略でいいです。

○説明員(大宮五郎君) これは季節修正済み指数というので見ますと、対前月比の動きが出てまいります。それにはもちろん春闘のほかに季節修正で除去し切れない不規則変動が入つてまいりますので、純粹に春闘の影響だけを取り出すことは困難でございす。先ほど申しましたように、五月ごろから前月に対してはやや伸びが大きくなるような形であらわれてまいります。

○山本伊三郎君 もう一つ聞いておきますがね、四十年度におけるいわゆる夏期手当とか年末手当とかいうような、ボーナス的なものが各産業で出されるんですが、それは昨年は非常に不景気だといわれておつたんですが、四十年度は三十九年度と比較して、どれくらいの上昇率を示しておりますか。

○説明員(大宮五郎君) 昨年は景気があまりよくないという時期であつたんでございす。賞与に対しましては、三十七年とか三十三年の景気停滞期のような強い影響がございせん、大体現金給与総額並みの対前年上昇を夏期も年末も示しております。

○山本伊三郎君 これについてもいろいろあるんですが、時間がないので、遠慮しておきますしう。

次に、これはこの前の国家公務員災害補償法のときに労災補償部長ですか、から聞いたんですが、これもいろいろたくさんあるんですが、大臣おられるから、特に聞いておきたいと思つて用意してきたんですが、問題点だけにひとつとしておきます。昨年の国会で労働者災害補償法を改正されました、いわゆる年金の部類を七級まで広げたと、それはもうそういう論議はいたしません。その際に私はいろいろ問題にしたいんですが、遺族補償給付の場合、家族の認定といいますが、条件というものがほかの法律の基礎から見ると、違うんです。というのは労働者災害補償法では遺族の場合は妻、それから子の場合は十八歳未満ということ、これはまあいいんですが、父母、祖父、母、夫の場合は六十歳という排除条件を入れてるんですね、停止条件じゃなくして。その事故発生当時父母、夫が六十歳に満たないときには、これはもう遺族給付はしない、こういう規定になっておるんですが、その趣旨はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(村上茂利君) 従来の一時金の遺族補償を年金化した、その際に年金受給権者をどの範囲にするかという点につきましては、ごく簡単に申し上げますと、補償を受ける必要のある者に補償をするという自明の原理を生かしましてその受給権者の範囲を二親等である兄弟姉妹に限定した。三親等に属する者についてはこれを含めないという考え方をとりました。一方その二親等以内の者であつて、すなわち受給権者であるものにつきまして、いわば必要性の有無についての判断を、一方におきましては扶養家族といたしましては通常労働して一定の収入があることが期待されるものについては年金を受給せず、それ以上の老齢になりました場合に受給権者として扱うという考え方をとつた次第でございます。

○山本伊三郎君 私の質問の要点はそうじゃない、説明しなかつたからですがね。社会保障的ないわゆる給付、いろいろの問題あるのですが、きょうはその一点だけに限つておるんですが、妻の場合も実は厚生年金ではいままで年齢制限しておつたんですが、それがこの前の改正で妻の年齢制限をはずしてしまつて、妻は幾つでも年金なり給付を受けることになつておるんですね。ところが、わが国の立法のつづと状態を見ると、恩給法なり年金なり、つまり社会保障的な給付としての基本的な恩給法、国家公務員の共済組合法、国家公務員災害補償法、厚生年金、これらを見るとまぢまちなんです。いま言われた停止主義というのであれば、六十歳になれば要するにそういう年金なり給付を受けることはできるけれども、排除主義になると、たまたま五十九歳十一月であつても、もう一カ月たてば、事故がおくれたならば年金をもらへるというふうな不公平といひますか、不均衡が生ずる。恩給法の第七十三条には順位は大体妻、未成年の子、夫、父母となつておりますが、年齢制限は一つもしていない、恩給法には。しかし、これは問題はある。これは歴史的な過程がありますから説明すると長くなりますから——夫の場合は制限しておると、夫の場合と成年の子の場合は、いいんですか、重度の不具廃疾の場合、夫、成年の子に給付を、恩給を出すけれども、それ以外にはやらないというのが恩給の規定なんです。国家公務員共済組合法の八十九条には——これは国家公務員ではない各種共済グループみなそうです。農林年金、私立学校年金それは全部五十五歳の給付停止なんです。五十五歳まではいわれる停止をする、しかし、五十五歳になれば給付を、年金を出そう、こういう趣旨がいわゆる国家公務員関係あるいはその他の共済組合についての停止条件、そのほか国家公務員の災害補償法、労働者災害補償法、厚生年金の遺族給付はおの排除主義をとつておる、これについての考え方はほかの閣僚と政府としてどういう思想統一をしておるかということを開きたい。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘のように、現在の社会保障諸制度がいろいろな点で少し違いがあります。これは御指摘のとおりでございます。厚生年金と労働者災害補償法におきましては、御指摘のように、六十歳という同じ年齢をもちまして、それ以外の年齢において、災害がありまして年齢に達していないという場合には受給資格がないというたてまえをとつておるわけでありまして。しかし、労働者災害補償法におきましては、厚生年金の六十歳よりさらにその基準をゆるくいたしまして、五十五歳までというふうな、附則第四十三条で特例を設けた次第でございます。したがつて、また厚生年金保険と労働者災害補償法とを比べると、労働者災害補償法が、附則で特別な制度を設けるといふことになっておる。厚生年金と労働者災害補償法とを比べると、労働者災害補償法におきましては、いさゝか、労働者災害補償法におきましては、いわゆる無過失賠償責任を根拠とした使用者の全額負担による保険制度でございます。通常の社会保険とは若干違う特殊性もあるわけでありまして。したがつて、遺族補償をする必要のあるものという角度からこれを吟味いたしました際に、補償されるべき災害の発生時点における状態を考慮いたしまして判断するかいなかという要素があるわけでございます。共済制度のような、恩給制度と必ずしも受給権発生時点における問題の考え方が必ずしも同一でないという問題がございます。しかし、これは制度の基本論でありまして、労働者災害補償法が社会保険であるかどうかという点についてはこれはまた異論のあるところであるわけでございます。必ずしも全く同一でなければならぬというわけではないわけでありまして。しかしながら、各種保険の間にそういった食い違いがありまして、これは、いわゆるバランス論として適当ではないのではないかと意見はあるわけでありまして。特に労働者災害補償法におきましては、同じ労働者保険であります厚生年金保険との調整その他がございまして、この問題については将来検討を要するものと私も考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 そういうものを全部理解した上で発言しておるんですが、むしろ労働者災害補償法にかつては、社会保険というもののより以上に遺族を重視しなければならぬ。これは業務上における障害なんですね、傷害、死亡、そういうことで、遺族の場合、いま言われた五十五歳、ただし書きが五十五歳、六十歳でも理論的には一歳ですが、五十五歳に達しないという条件があれば全部父母にそのまゝ権利はないということでしょう。厚生年金とかあるいはその他共済組合のいわゆる社会保険に属するものについては、財源率その他によつて、あるいはまた制限をつけるということもあり得ると思ふんです。しかし、公務員の共済組合においては停止条件、しかも五十五歳の停止条件ですね。したがつて、私はそういう考え方でこれを見ておると大間違いだと思ふんです。いわゆる業務上の重大な傷害を受けてかたわなになった、しかも普通の退職年金であれば二十年という経過を経なければつかなければ、これは業務上の死傷というものは、若くしてこれは災害を受けまして、しかもその年金は少ない。そうすると父母は——父母というよりも本人が結婚もしてなく細君もないというふうになると、それを受ける者は父母以外になんてです。そういう場合には遺族に対して何らの補償はできない。したがつて、私は父母が若いとき、いわゆるあなたがいま言われた働く能力のある者に対してそういうものを与えることはいけない、それはわかる。それならなぜ停止条件にしないのか。六十歳でもない五十五歳でもないが、六十歳になればその子供のなくなつたり負傷したその年金は、やはり親にやるということが私はその思想だと思う。私は大臣に聞いてもらいたいのは、恩給制度は明治八年にできて別な考え方であつておる。特殊な軍人とか公務員に對するそういう補償ですから、あるいは妻でも父母でも制限なく出しておるということばかりです。それは別でありましてけれども、少なくとも近代的なこういう社会保障の

す。

○山本伊三郎君 そういうものを全部理解した上で発言しておるんですが、むしろ労働者災害補償法にかつては、社会保険というもののより以上に遺族を重視しなければならぬ。これは業務上における障害なんですね、傷害、死亡、そういうことで、遺族の場合、いま言われた五十五歳、ただし書きが五十五歳、六十歳でも理論的には一歳ですが、五十五歳に達しないという条件があれば全部父母にそのまゝ権利はないということでしょう。厚生年金とかあるいはその他共済組合のいわゆる社会保険に属するものについては、財源率その他によつて、あるいはまた制限をつけるということもあり得ると思ふんです。しかし、公務員の共済組合においては停止条件、しかも五十五歳の停止条件ですね。したがつて、私はそういう考え方でこれを見ておると大間違いだと思ふんです。いわゆる業務上の重大な傷害を受けてかたわなになった、しかも普通の退職年金であれば二十年という経過を経なければつかなければ、これは業務上の死傷というものは、若くしてこれは災害を受けまして、しかもその年金は少ない。そうすると父母は——父母というよりも本人が結婚もしてなく細君もないというふうになると、それを受ける者は父母以外になんてです。そういう場合には遺族に対して何らの補償はできない。したがつて、私は父母が若いとき、いわゆるあなたがいま言われた働く能力のある者に対してそういうものを与えることはいけない、それはわかる。それならなぜ停止条件にしないのか。六十歳でもない五十五歳でもないが、六十歳になればその子供のなくなつたり負傷したその年金は、やはり親にやるということが私はその思想だと思う。私は大臣に聞いてもらいたいのは、恩給制度は明治八年にできて別な考え方であつておる。特殊な軍人とか公務員に對するそういう補償ですから、あるいは妻でも父母でも制限なく出しておるということばかりです。それは別でありましてけれども、少なくとも近代的なこういう社会保障の

考え方になると、そういう私は不均衡といえますか、不公平なことをやってはならないと思う。しかし、一步譲って、アメリカとかその他徹底した個人主義に徹するならば、個人主義に徹すれば妻だけである、ほかの者には影響はないんだというところで、日本の遺産相続法のようなものは全然排除してしまうということも考えられるが、そうじゃないと思うんですね。そういうことから見ると、各法律まちまちの考え方では立法して、われわれは立法府におるものとして、非常に憤慨しておるのです。いまの法律の成立過程、プロセスを見ると、政府が原案を出して、そして国会で審議をして、しかも修正というものはほんのまれです。そしてこれは通つてしまふ。政府の意向によつて法律ができる。アメリカのように大統領が教書を出して立法府が自分で立法するというようなシステムじゃないのです。そこで私は労働大臣に聞いてもらいたいのは、そういう私は不公平といえますか、不均衡といえますか、不合理と申しますか、そういうものを各種の年金とか遺族給付にそれが散在しておる。なぜこれが統一できないか。これは思想の混乱です。こういうものが一体どこでこれが審議されておるのか。これは日本の政府のいわゆる各官庁の独立性といえますか、なわ張りとも申しますか、厚生省は厚生省の見解、労働省は労働省の見解、国家公務員とかその他の問題については人事院とか、そういうところから考へるということですね。こういう点の思想統一はできないものかどうか、これをひとつ聞いておきたい。大臣から直接——その説明はわかつておるのだ。

うでしょう。たとえば偶然主義と申しますか、労働者災害補償法であればたまたま五十五歳になつておれば給付を受けると、こういうことでしよう。それが一カ月も欠けておつたらだめだ、こういうのでしよう。そういうことは偶然的なものを立法する場合にはよほど考へてやつてもらわぬといけないうるのですね。それをわれわれがやましく言つて、国家公務員共済組合のときにはこれは絶対に排除主義はだめだ、停止主義でやりなさいということ、五十五歳までは待つけれど、五十五歳になれば父母には年金を出そうと、こういう措置をとつておるのです。労災でも厚生年金でも、私は厚生省の場合に言つておるのですが、こういうものがある、せつかく合理的にできておつた法律も悪いほうにそれいくと、こういう傾向があるので、私は特に大事なこの点を、悪いほうにそろへるという意味じゃないのです。よ、合理的にやつてもらいたい、こういうことです。から、いいですか。

○国務大臣(小平久雄君) よく先生の意を体して検討させたいと思います。

○山本伊三郎君 この問題は非常に小さいような問題ですが、相当影響力がありますので、大臣、真剣にひとつ考へてもらいたいと思ひます。論議をされた結果は私はどうなるうとも、一応やはり明らかになつてくると思ひます。おそらくこの問題については論議されておると思ひますが、全般について論議されておると思ひますので取り上げたわけですから、その点御了解願ひたいと思ひます。

あと事務的な問題を、二、三の機会に聞いておきたいと思ひます。失業保険法の問題です。これにもいろいろ言ひたいことはありますが、三時を迫つてまいりますので遠慮しておきましよう。一つだけ、失業保険法第七條の規定に「国、都道府県、市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合」云々という規定があるのですが、この場合、各府県の労働関係の指導ですが、市町村に準ずるといふものの中に、この前

でました市町村共済組合の職員が入らないのか、正式な、この場合、ひとつ労働省のほうでその見解を明らかにしておいてほしい。そういうものは失業保険法の対象から除外されるのか除外されないのか、六條、七條の解釈はどうか、これは規則のほうに、六條、七條に關連してありますので、その点ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(有馬元治君) いま御指摘の共済組合の問題でございますが、私もまだ内容をきつと検討させていただきます。思ひまして、しばらく御猶予を願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 これはあなたの方に地方から照会をしていられるという話ですが、この地方公務員共済組合ができたときに、各府県単位で市町村共済組合連合会というものができておるのです。その職員は市町村に準じた待遇であるから、その身分なりその他のものは全部市町村の職員、いわゆる地方公務員として扱つておる。そうすると、当然この第七條によつていわゆる除外されておることは明らかなんです。その見解を労働省でどう持つておられるかということなんです。

○政府委員(有馬元治君) 私のほうではまだその具体的な話を聞いておりませんので、十分検討をいたしまして措置いたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それはもう安定局長、失業保険法はもうすでに長い間実施されているのです。しかもいろいろ法律でこれは強制加入になつておるのです。事業主単位で、もうすでに市町村の共済組合連合会ができて四年になるのです。それなのに、これについて労働省が統一解釈というものを提出しておらないというのはいささかうわけですか。この条文に当てはめてみて、いま私が言つた条件が違ふのであれば別です。市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基いて支給を受けるべき諸給付の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えたと認められる場合には、はい、この条件に当てはまらないならば私はいです。この条件に当てはまつておるとするならば、当然労働省としては除外されるべき団体であるということに認定されるのじゃないですか。

○政府委員(有馬元治君) 七條を普通に読めば含まれないということになると思ひますので、共済組合の実態が地方公共団体に準ずるような内容の実態であるかどうか、その点を検討した上で措置をいたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 もう時間が来たからやめますけれども、ぼくはそういう点が、各省が分かれておるからそうなるのですが、地方公務員共済組合法ができたときに特に法律で、その共済組合の職員については町村の職員と同様に年金を出し、そういう措置をいたします、という規定があるのです。そういう規定があれば、当然そういうものが各省に連絡をしてこれは市町村の職員と同様であるというふうな連絡が私はあつてしかるべきだと思ひます。それがいま聞くと、そういうものは、わからぬといふことでは、やはりどうも政府内部の連絡と申しますか、そういうものが非常に欠けておるのじゃないかと思ひます。したがつて、私はこの条文がそういうものであるのかどうかというところはもうすでにあなたに御存じである、どういふものが該当するか該当しないかというところは、労働省、あなたの方の仕事をしなう。それがまだわからぬ具体的にはどうなつてないからわからぬといふようなことは、私はどうも信じられないですね。それとも、なおかつ時間を与えましようか。はつきりしたことをいまさらこれを調べぬとわからぬといふ、もう四年前にすでにそういう団体ができておるのです。そういうことが、いままだ調べぬとわからぬといふことでは、私はどうも納得できないのです。

○政府委員(有馬元治君) 地方公務員に準ずるといふことで、失業保険法からははずせという御意見のようだと思いますが、これは失業保険法は非常に一般法としての立場で処理しておりますので、いまのようなお考えで失業保険法の適用をはずせ

と、それは市町村の公務員を同じような扱いなんだからというふうな御意見だと思ひますが、これはよく実態を調査した上で善処したいと思ひます。

○山本伊三郎君 善処するということがいいが、ぼくはともかく法文を見て市町村の職員と限定してない、それに準ずるといふ、しかもあとに条件がある、その条件にかなえば、はずすために第七条を設けたのだと私は思つてゐる。それを善処するとか何とかと云うのは、法律というのとは一体どういふためにつくるのですか、私はわからぬ。きようはそれでいいです。もう幾らやつたところで、非常に大事をとつて言つておられると思ひますが、そういうことは、私は、もう皆さん専門家だから十分調査をしておいていただきたいと思ひます。ではこれで終わります。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。ほかに御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありになる方は、賛否を明らかにして御発言をお願いします。――別に御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認めます。それでは、これより採決に入ります。労働省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

六月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第二五五四号)(第二五五五号)
一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二五五六号)
一、中小企業省設置に関する請願(第二五五七号)(第二五八一号)(第二二六二八号)(第二二六四九号)(第二二六七五号)

第二五五四号 昭和四十一年五月十九日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願
請願者 北九州市門司区大里新原町鉄道宿舎内 近藤政二 飯夫君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。
第二五五五号 昭和四十一年五月十九日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願
請願者 北九州市小倉区曾根町田原五六八 池田安雄 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第三〇四号と同じである。
第二五五六号 昭和四十一年五月十九日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願(十三通)
請願者 福岡市地行西町七九 安宅孝治外 二百三名
紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。
第二五五七号 昭和四十一年五月十九日受理
中小企業省設置に関する請願
請願者 岐阜市司町一五岐阜県中小企業団

体中央会会長 満尾利宏

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。
第二五八一号 昭和四十一年五月十九日受理
中小企業省設置に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通五ノ四〇兵庫県中小企業団体中央会会長 嘉納正治

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。
第二二六二八号 昭和四十一年五月二十四日受理
中小企業省設置に関する請願
請願者 福井市御屋形町六〇一福井商工会館内福井県中小企業団体中央会会長 北栄造

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。
第二二六四九号 昭和四十一年五月二十五日受理
中小企業省設置に関する請願
請願者 和歌山市小松原通一ノ一和歌山県庁内和歌山県中小企業団体中央会会長 松本清男

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第二〇八六号と同じである。
第二二六七五号 昭和四十一年五月二十六日受理
中小企業省設置に関する請願
請願者 熊本市花畑町一二ノ三三県貿易物産館内熊本県中小企業団体中央会会長 茂見補之

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。
第二二八六号 昭和四十一年五月二十六日受理
中小企業省設置に関する請願
請願者 熊本県熊本市中央会

第二十五号中正誤
ハシ 段行 誤
五 四 終わりから 正
七 三 長官
一 三 相当
四 六 旅費
旅費 担当

第一部

内閣委員会會議録第二十八号

昭和四十一年六月七日

【参議院】

昭和四十一年六月十三日印刷

昭和四十一年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局